

「新潟市子ども・子育て会議」第13回放課後児童クラブ検討部会

開催日時：平成29年12月22日（金）午後2時00分～午後3時30分

会場 新潟市役所 本館対策室1

出席委員：植木委員、大竹委員、関川委員、長崎委員、長谷川委員、山岸委員

（出席6名、欠席1名）

事務局出席者：岩浪こども未来課長、鈴木こども未来課長補佐

齋藤育成支援係長、豊島主査

傍聴者：1名

（司 会）

放課後児童クラブ検討部会を始めさせていただきます。進行をつとめますこども政策課の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、こども政策課長の岩浪よりごあいさつ申し上げます。

（岩浪こども政策課長）

こども政策課長の岩波です。今日は本当に年末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は議会最終日ですけれども、今回の12月議会はあまり質問がなかったのですが、今年度に入ってから沢山の議員さんから質問をいただいたり、議員の方々からいろいろなご意見をいただいたり、恐らく、以前よりも放課後児童クラブに対する関心がすごく高まっているのではないかなと、何となく実感としてここまで感じてきました。世間を賑わしているとおおり、新潟市の財政状況は厳しいところもありまして、本当にまだまだ狭あい化の解消が進まない中、どうやってこれから子どもたちに安心・安全な環境をさらに作っていくのかというところ、なかなか難しい問題だと思って取組んでおります。

今日は、報告の中で今の施設整備の状況なども少し現状を皆さんにお示したいと思っておりますけれども、そのようなところも含めまして、皆様から活発なご議論をいただいて、よりよい事業にしていけたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（司 会）

それでは、いくつか事務的な連絡をさせていただきます。

議事の過程を明確にするため、内容を録音させていただきますので、ご承知おきください。

当部会は公開となっております。本日は1名の傍聴者がいらっしゃいますので、ご報告いたします。

出席の状況につきましては、本日、遠藤委員が欠席となっております。6名の委員よりご出席いただいております。半数を超えておりますので、会議の成立条件を満たしておりますこと

をご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元に次第、関係者名簿、座席表、資料1、量の見込みの見直しについて（案）というものです。資料2-1、利用料の見直し内容。資料2-2、利用料見直しのお知らせ。資料3、施設整備の進捗状況について。資料4が国のほうの審議会の設置についてです。以上の資料をお手元にお配りしていると思いますが、不足の方はいらっしゃいませんか。

では、次第2、議事に入りたいと思います。以降の進行につきまして、植木部会長、よろしくお願いたします。

（植木部会長）

では、よろしくお願いたします。

早速、議事に入ってまいりたいと思います。本日の議事は一つになります。そのあと報告事項がいくつかあります。では、議事、新・すこやか未来アクションプラン「量の見込み」の見直しの可否について、事務局から説明をお願いたします。

（事務局：齋藤）

お配りしております資料に沿ってご説明させていただきます。まず、資料1をご覧ください。資料1、新・すこやか未来アクションプラン放課後児童クラブ「量の見込み」の見直しについて（案）です。資料1-1をご覧ください。見直しの位置づけと記載しておりますが、量の見込みにつきましては、国の指針によって実績と見込みと大きく乖離している場合に、計画期間の中間の年をめどに、必要に応じて見直すこととされております。その中間の年が今年度となります。前回、部会を開催させていただいたときに、量の見込みの見直しをするかどうかについて判断できる材料が揃い次第、部会を開催し、皆様からご意見をいただいたうえで決定させていただくこととしていました。この度、市の方針案ができましたので、本日、ご報告させていただきます。

2番、手引きの概要をご覧ください。こちらは国が示している見直し作業の手引きにあります見直し可否の基準になります。放課後児童クラブについては表の2段目、下のほう、太枠で囲ってある子ども・子育て支援事業に該当しており、利用の見込みに影響を与えると考えられる要因の今後の動向や利用実績等を踏まえ、必要に応じて見直すと定まっています。

利用実績については、3.放課後児童クラブ利用者数の推移をご覧いただきたいと思います。平成27年度から放課後児童クラブ利用者数を記載しています。平成27年度から今年度までは実績も入っている数字になっています。見込みというのは、もともとすこやか未来アクションプランの量の見込みで出していた数字。実績は各年度の5月1日時点の登録児童数となっています。平成30年、31年度については、今後、実績が出てくるという形になっています。利用

実績と見込みとの乖離度については、どれだけ乖離しているかをパーセンテージで示しております。当初の見込みよりも実績が大きい場合は解離度がプラス、逆に当初の見込みを下回って実績が少なかった場合はマイナスで表示しているところです。

3番の推移の平成29年度の実績をご覧いただくと、低学年は7,802人の見込みに対して実績が8,153人。逆に高学年のほうは見込み1,661人に対して実績は1,463人ということで減っている形になっていますが、合計すると9,463人の見込みに対して9,616人の実績だったということで、乖離度としてはプラス1.6パーセント増ということで、概ね見込みどおり推移していると私どもは判断しております。見込みより昨年度、今年度と実績が多くなっておりませんが、本市では放課後児童クラブの待機児童はゼロとなっております、入会基準を満たしていれば皆様を受け入れているというところで運営を行っていることを御報告させていただきます。

以上の点を踏まえて、4番、見直しの要否についてに記載していますが、私ども新潟市としては、今年度、中間年における計画の見直しについては、概ね見込みどおり推移していることを踏まえ、今回については計画の見直しはしないでいきたいと考えているところです。こちらについて、皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

(植木部会長)

ありがとうございました。この新・すこやか未来アクションプラン5か年計画で、平成27年度から31年度までの5年間と。本年度が中間年に当たるということです。ですからその中間年では、見直しの対象になるということでの議論ということになります。

ただ、これを見ますと、基準が10パーセント以上乖離する場合という一つの目安があるわけです。平成29年度を見ますと、合計で1.6パーセントと。ただし、高学年の場合はマイナス11.9パーセントになっております。ただ、低学年と高学年合計で見ると基準を大きく下回るの、概ね見込みどおりなので、中間年による計画の見直しはしないという説明でした。

ただ今の説明に関して、ご意見、ご感想、あるいは事務局への質問等ございましたらお願いいたします。

もっともこの数字は、今年度のもので、次年度、それから平成31年度を見越して計画を進めていかなければいけないわけです。その辺りの要望がもしあれば、含めてこの場でご発言いただければありがたいと思います。

(大竹委員)

平成29年度に高学年の利用が伸び悩んでいたことの原因は何か分かりますか。

(事務局：齋藤)

直接、なぜ使わなかったのですかとはい聞けないものですから、少し推測の部分があるのですが、やはり見込みを出しているときには、将来、高学年になったときにも使いたいとい

うお答えをいただいた親御さんが多かったのかなと。実際に通われて、4年生ぐらいになるとだんだん放課後児童クラブには行きたくないというか、行かなくても友達と遊んだりというところで、親御さんの気持ちとしては安心して行ってもらいたいけども、なかなかお子さんがひまわりクラブは行かなくていいかなとなったことが大きいのかなと考えております。

(大竹委員)

今、図らずも言葉に出てしまいましたけれども、行きたくないという言葉が少し気になったのです。利用するご家族の形態も関係するかと思うのですけれども、上に兄弟とかがいれば、高学年になったのを機会に利用をやめる家庭もあるかと思うのですけれども、逆に、そういう家庭であっても、楽しいから継続して使いたいというぐらいの施設であってほしいと思います。最初に希望を聞いたときには利用したいと思っていたのだけれども、現実、不安になって、この前に利用料の見直しもしましたけれども、やはり家庭に負担がかかるということと、高学年になったからやめておこうかなというような事では困るかなという思いもあったものですから、お聞きしました。

(関川委員)

もう一つの要因としまして、私どももひまわりクラブを利用している子どもたち、4年生になりますと、今度はクラブ活動へ参加ということも加わってくるものですから、この前まで来ていた子どもが来なくなってどうしたのだといったら、クラブ活動、野球部に入ったとか、いろいろな習い事に傾いて行くような子どもたちもいるのかなという気がします。

私ども、一人帰りの子どもたちを毎日自宅まで送っていくのですけれども、やはり大きい子どもたちはそういうこともあまりしてほしくないような雰囲気の子どもたちもいらっしやいまして、4年生、5年生になってくると難しい年齢になってくるのかなという気もしております。

(植木部会長)

大変重要なところで、さまざまな理由で、高学年になると居場所が変わってくるということで、少ないということであれば、これは致し方ないことがありますけれども、そうではなくて、もう行きたくないとか、例えば、3年生までは我慢して行ったけども、4年生になったら開放されると。分かりませんよ、予想ですけども、そういう4年生がおるとすれば、それはやはり課題だろうと思います。放課後児童クラブの運営指針がありますけれども、その中には、子どもたちが進んで放課後児童クラブに通えるように支援すると書いてあります。それは職員の育成支援の内容が書いてありますので、ちょっと要素はわかりませんが、少し注視する必要があるのではないかと思います。ただ、これは高学年の実績を見ると増えているのです。ですから、今年度の見込みが甘かったという言い方もできるかもしれませんが、したがって、平成27年度に比べれば着実に増えています。低学年もそうですけれども、今後、ひよっとした

ら増え続けるかもしれない。もう少し様子を見なければいけないと思います。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

(山岸委員)

このくくりなのですけれども、低学年と高学年という二つになっていて、小学校だとだいたい低学年、中学年、高学年と2学年ずつにしてみると、割と推移とかそのときの必要度とか状況が少し分かるのかなと。恐らく3年生までと4年生から6年生ということだと思えるのですが、今までのひまわりクラブを利用できるイメージのある3年生までと、それから上ということなのかなと思っていますが、その辺は何か理由があって二つに分かれているのでしょうか。

(事務局：齋藤)

恐らく今おっしゃったとおり、もともとひまわりクラブは3年生までだったというところで、分かれているのかなと。

(山岸委員)

というのは、やはり施設を以前見せていただいたときに、高学年を受け入れる準備がなかなかまだ、新潟市は財政もありますし、時期もありますし、できていない部分もあって、例えば、女の子はお手洗いが一緒だからいやだとか、静養室がないとか、そういうことが理由であれば、なるべく早くこの数字から拾ってもらって整備する必要もあるのかなと、先ほど大竹委員がおっしゃったように、居心地のいい場所をしての必要性がより強くなってくるのかなと感じました。

(植木部会長)

今の部分は大変重要なのです。高学年にとって過ごしにくい場所ということもあるかもしれないです。

ただ、この区分に関しては、今、事務局が言われたように、もともと概ね10歳未満という基準が小学校6年生までとなりましたので、恐らくその区分だろうと思いますけれども、これは当然、6学年それぞれの統計が出るわけですよ。

今日はいいです。もし出るようであれば、今のようなご質問が多くなりますので。ただ、低学年、高学年に分けて表示されると分かりやすいので、これはこれでいいです。別途資料で6学年のそれぞれの推移みたいなものがあると、また何か新しいことが分かるかもしれません。

(岩浪こども政策課長)

利用者が実際に学年ごとにどんな人数になっているか、ということですね。

(植木部会長)

そうです。それが年度ごとの推移だと、1年生が2年生に上がってきているとか、それが分

かるかも知れないです。

(岩浪こども政策課長)

ありがとうございます。

(植木部会長)

ただ、この2区分は分かりやすいので、これはこれでいいです。

(関川委員)

あともう一つ、高学年になりますと、やはり勉強したいという子どもたちも出てくるのです。そうしますと、ひまわりクラブの中で低学年の子どもたちがけっこう騒いでいるときに勉強するのに、私どものひまわりクラブはコミュニティ協議会のスペースとひまわりクラブのスペースが隣り合っているのですけれども、私どもコミュニティ協議会の事務室を貸して勉強させてくださいということで、空いているときはどうぞという形で、勉強するようなのです。夏期休暇、冬期休暇のときもやはりそうだと思います。勉強したいときはどうぞということで提供していますけれども、やはりニーズの問題もあるのかなという気がします。

(長崎委員)

たまたま、回りの子どもで、小学2年生の子どもがひまわりクラブへ行きたくないと言って、少しの時間だからお留守番しているという人がいらっしゃるのです。これを見ると低学年は横ばいなのですけれども、そういった低学年からお留守番をしてしまう子どもが、高学年がまた増えて来たりすることで、出てこないかというのも少し心配です。

(植木部会長)

そうですね、実際そういう声が聞こえてきます。

(岩浪こども政策課長)

またそれがそのクラブの運営の仕方に何か、それこそ問題があるのか、それぞれ違うと思うのですけれども、問題があるようであれば改善していかなければいけないと思います。

(植木部会長)

おっしゃるとおりです。放課後児童クラブ、特にひまわりクラブの職員の皆さんは放課後児童支援員という認定資格研修を平成31年度までに全員修了しなければいけないということになっていて、順次、研修を受けているのです。その中で、先ほど私が発言したような、子どもたちが自ら進んで通えるように支援するというのを学んでいますので、学んだうえでそれができていないのであれば、それはやはり課題があると思われまますから、それは何かしらの対策が必要かもしれません。全体の問題なのか、個別のクラブの課題があるのか、その辺りも精査していただけるといいと思います。

(長谷川委員)

私も不勉強ですけれども、今年度の場合、高学年の見込みが1,600ということで、特に平成30年度もまた1.5倍ぐらいに見込みが増えています。その辺の要因は分かりますか。

(岩浪こども政策課長)

細かい数字はあれなのですけれども、この計画を作る際に人数調査をしました。その人数調査は保護者の方にお聞きしたものを基に計算したものです。確かに、平成28年度から平成29年度も大きく伸びているのですが、平成29年度から平成30年度も見込みとしては大きく伸びております。ちょっと今、直接これがどうしてこんなに大きく伸びたかというところまでは、本当に人数調査の結果としか、申し訳ありません、なかなか申し上げることができないのですけれども。

(長谷川委員)

4年生がいけるのは平成27年度からでしたよね。

(岩浪こども政策課長)

平成27年度からです。

(長谷川委員)

そのころに入った1年生がそのまま4年生になるころだから、平成30年度くらいなのかなと。その辺で一気に上がっているのかなと勝手に解釈しているのですが、そんな感じなのですか。

(岩浪こども政策課長)

そんなところではないかと考えます。

(植木部会長)

3年前に1年生、4年前に幼児をお持ちになっていたご家庭が、将来、放課後児童クラブを利用したいというふうに、調査で回答されたのでしょうか。それを基に推計しているということですね。ただ、今年度がマイナス11.9パーセントですから、次年度以降マイナスが続くかもしれないわけですね。そうなった場合に、ひよっとしたら何かしらの見直しが必要かもしれないと。ただ、今年度が中間年になりますけれども、これは、年度ごとには見直しはしないのですか。

(岩浪こども政策課長)

この中間年で一旦見直しが必要であればするというので、その後、あと2年間はそのまま行くという形になるかと思えます。

(植木部会長)

そうですね。今の長谷川委員の発言からすると、ひよっとしたら高学年のところは見直しが必要かもしれないと。

(岩浪こども政策課長)

低学年の伸びとも、全体としてどのくらいの伸びかというところもまたあるかと思います。

(植木部会長)

そうですね。いずれにしても、最終年度の平成 31 年度の様子を見て、次の計画も、当然、見直しがかかりますから。

(大竹委員)

そうすると、今後、平成 31 年度まではこのままで進めて行くことになるわけですがけれども、その後どういうふうになるのかというところを、今すぐでなくてもいいのですけれども、最終計画が終わる前に、ぜひ、放課後支援の現場の声をどこかで集めていただきたいと思っております。というのは、やはりひまわりクラブの管理運営が、今度、社会福祉協議会だけではなくなっていますよね。いろいろな指定管理者にお願いすることになると、指導員が同じ研修を受けているのかもしれないですが、やはり、それぞれの管理者の会社の方針が加わってくるわけですから、そうすると、ひまわりクラブごとに特徴と性質が出てくるとおもいます。先ほど少し利用者の声が聞こえて来ましたが、そういったことを指導員はどんなふうを受け止めているかを知りたいところですので、終わるまでには、ぜひ一度、そういう現場の声を集約したものを作っていただきたいと思います。

(岩浪こども政策課長)

ありがとうございます。確かに、また来年度、次の計画に向けて、今度また新たにニーズ調査に入って行く予定としているのですが、今、大竹委員がおっしゃったように、それとは別に、実際、現場でお仕事をされている支援員の皆さんの声は、当然、日々現場を見ている方々として、それを集めるというのはこの計画の量の見込みとはまた別の話で、とても大事なことだと考えております。

今、指定管理者が複数になって、1年間に2回か3回でしょうか、ネットワーク研修ということで、全部の指定管理者を集めた研修会や情報交換もしているところなのですが、またそういう機会も活用しながら、また、そうでないところでも現場の方々の状況などもお聞きしながら計画作りを進めていきたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

(山岸委員)

今のお話と一緒に、そこが直接関わるか分かりませんが、子どもたちの声も拾っていただける機会があるといいなと思います。それは封書で無記名で、直接市に届く形をとってもらって、途中でなにか支援員に渡すのではなくて、見えない形で出すということで、生の声も拾ってもらえると、利用する本人、保護者の思い、市の思い、それぞれが違うので、子どもたちの声も聞いていただけるといいかなと思ったのです。というのは、ひまわりクラブに在籍していても、おやつ帰りという言葉があつて、おやつだけもらって帰って行く、実は利用してい

ない子どももいて、ではそれはいったいどういうことが原因なのかは、ちょっとわかりませんが、いろいろな理由が複数あると思うのです。ただ別にひまわりクラブがいやだというわけではなくて、友達と約束したとかクラブに行くとかいろいろな理由があると思うのですけれども、そういった実態調査も必要なのかなど。それも見込みにし少し係わってくるのかなと思うので、もし機会があれば、併せてお願いできたらありがたいと思います。

(岩浪こども政策課長)

ありがとうございます。実際に日々通っているのは子どもたちなので。

(山岸委員)

それを全部聞くということではないのですけれども、実態として、どう感じているのかというのは大事な視点かと思います。

(岩浪こども政策課長)

先ほど長崎委員がおっしゃったように、2年生の子がなんで行きたくないのかなというあたり、こっそり聞きたいところですけども、そんなところも考えていきたいと思います。

(植木部会長)

大事なので、ここもよろしくお願いします。もしこれができたら画期的です。子どもの声を上げて反映した計画が作られるということになれば。

(岩浪こども政策課長)

子ども自身の声を聞くということも。

(植木部会長)

発表されるかもしれない。

(岩浪こども政策課長)

はい。それを見据えて頑張ります。

(長谷川委員)

先ほどの山岸委員と同じなのですけれども、うちの子どもも3人おまして、皆3年生までひまわりクラブに通わせました。下の子どもが今は4年生なのですけれども、この子どもは本当は4年、続けて入れたのですけれども、親としては、引き続きひまわりへ行ってくれたほうがいいのかなと思ったのだけれども、本人が友達と一緒に外で遊びたいと、友達とのつきあい方が変わってくるから入らないと。先ほど言ったように、親の考えと子どもの考えが乖離している部分がけっこうあるので。確かに、親はどうしても押しつけてしまうのですけれども、子どもが本当に行きやすい環境なのか、それとも、生活を変えて、自分なりに変えたいという。非常に大事なことだと思いますので、私からもそれは本当に、ぜひよろしくお願いします。

(植木部会長)

放課後児童クラブは児童館と違って、自分で選んで行く所ではないですよ。児童館は主体的に参加できます。そういった意味で親の意向がとても大きく反映されるわけです。であるからこそ、現場の子どもたちの雰囲気とか、あるいはそうした生活ということが大変重要視されています。そこは配慮しなければいけないことになっております。反面、やはり行きたくないという子どもも当然出てくるわけです。ですから、そうした子どもが出てきたときにどう対応していくかということも重要かもしれません。

ありがとうございました。ではよろしいですか。もし何かお気づきのところが出たら、最後のところでご発言ください。

議事に関してはこれ1点でございました。

次に、3の報告事項に移ります。報告事項(1)ひまわりクラブ利用料見直しについての報告です。事務局から資料の説明をおねがいたします。

(事務局：齋藤)

続きまして、資料2-1、2-2を使って、ひまわりクラブ利用料の見直しの内容について、確定した内容でご報告させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。ひまわりクラブの利用料見直しにつきましては、これまで足かけ3年、皆様から粘り強くご議論いただき、ようやく来年度から見直しをさせていただくことになりました。改めてお礼申し上げます。4月に開催しました部会でご報告させていただいた内容で、私ども、6月議会に条例の改正案を提出させていただきました。無事に承認をいただき、改正法になりました。見直し内容につきましては、前回の部会でお示しした内容と同様となっておりますが、改めて、簡単にご説明させていただきます。

まず、1の見直し内容の(1)利用料上限額の変更というところで、現行の6,900円、一番利用料の減免がない、上限の金額6,900円の状況を8,400円に変更させていただいたところです。

二つ目として、(2)多子減免の導入ということで、今まで多子減免導入は無かったのですけれども、第2子を半額、第3子以降を無料ということで新たな制度を設けさせていただきました。兄弟の年齢につきましては、15歳、つまり中学校3年生までの子どもが対象になります。なお、年収目安1,000万円以上の世帯につきましては、こちらの減免の対象外になっています。

三つ目として、(3)免除区分の見直しです。こちらについては、これまで現行5区分だった所得に応じた減免区分について、8区分に細分化しました。新たに年収1,000万円以上の世帯の区分を新設させていただきました。

最後、4、年少扶養控除のみなし適用の変更です。これまでは、子どもの人数分、お二人であればお二人、3人兄弟であれば3人分ということで、年少扶養控除のみなし適用を行ってき

たところですが、多子減免の導入にあわせて年少扶養控除のみなし適用を変更し、子ども一人分のみ適用を継続することとしました。なお、低所得世帯のうち、今回の利用料見直しに伴って負担増となる世帯については、1年間の激変緩和措置を設けさせていただいて、負担の軽減を図ります。

2番、現行との比較の部分に料金表、具体的な料金の内容を記載しております。この内容で、平成30年4月から新たな利用料金を開始していきます。

つづきまして、資料2-2、利用料見直しのお知らせということで、こちらにつきましては、市民の皆様への周知用のチラシ、実際のものをつけさせていただきました。表面は今説明をさせていただきます、利用料金がこうなりますという変更点。裏面には、ご兄弟の考え方がなかなかちょっと難しい部分があって、年齢の考え方について例を設けて示させていただきました。

この資料につきましては、既にクラブで、来年度の新規入会、また継続での利用をされる方につきましても既に配付させていただきました、新規入会のお子さんについては、学校の就学时健康診断の際に、入会の案内と一緒にお配りをしています。ほかに市報にいがた、またホームページでの周知も行っているところですが、今のところ大きなお問い合わせ等はまだいただいているところでは、やはり利用料金が変わるということは、皆さん、新聞や報道でご存知なのだと思いますけれども、利用料金が実際いくらになるのかというのがなかなか分かりにくいところもあって、市民税、所得割額という、普段聞き慣れないところで決まっている部分もありまして、実質的には、来年の4月に利用料金がこうなりますという通知をお出ししますので、それをご覧になって、お問い合わせがくるのかなと、今、考えております。利用料金の見直しはけっこう大きな見直しになりますので、引き続き皆様に趣旨をご理解いただけるよう、丁寧に説明していきたいと考えております。

(植木部会長)

ありがとうございました。何かご質問ございませんか、

(長谷川委員)

なかなか、自分の年収がどれくらいか分からないから、どのくらいになるのかといったときに、分からない部分があると思うのですが、資料2-1の年収目安みたいなものが入っていると、もう少し分かりやすいと思ったのです。所得税を自分がいくら払っているかというのは、なかなか把握できないので、資料2-1みたいに年収目安が入っていたらよかったと思います。

(植木部会長)

それは配布済みなのですか。

(長谷川委員)

配布済みなのでしょうね。

(岩浪こども政策課長)

今後配る事がありましたら、そのような形でもう少し。

今回は、検討は。

(事務局：齋藤)

所得割とか、いろいろ控除があつたりして人によって違ってくるので、収入が即というわけではないので、かえって誤解を招く恐れもあるかなというところも実はあります。

(山岸委員)

例としては、例えば、こういう収入ぐらいの人は、こういう状況だと、いくらぐらいですみたいなのは、多様になってしまつて。

(事務局：齋藤)

そうなのです。子どもの人数によつても違いますし、例えば、住宅ローン減税とか、親御さんを扶養していらっしゃるとか。

(岩浪こども政策課長)

分からないですね。そうですね、分かりました。

(大竹委員)

そのことについては、保育園、幼稚園入園のときも、やはりこの所得割が基準ですので、多分、利用する人は、自分で調べてこのくらいになると考えられるのではないかと思います。

(事務局：齋藤)

もちろん、私どもも、所得割の、市民税は特別徴収とか通知で分かれば、大体のことは。ただ、年収でこのぐらいなのだけれどもという問い合わせだと、先ほど言った理由でケースバイケースです。

(関川委員)

来年度から税政が変わります。

(事務局：齋藤)

そうなのです。

(山岸委員)

利用料金、あなたはおいくらですというのは、いつごろ全員の方に。

(事務局：齋藤)

来年4月の半ばごろです。

(山岸委員)

では、申し込んだ後に。

(事務局：齋藤)

そうです。まず、利用が決定しましたというのは、4月1日からの方もいらっしゃるので、その前に通知を出させてもらって、料金のご案内は4月中旬から、全世帯一斉にそこで初めて分かる形になります。

(長谷川委員)

4月ごろですね。

(事務局：齋藤)

はい。当然、随時、入会される方はその都度になりますが、基本的には4月入会の方は、4月中旬になります。

(植木部会長)

ひょっとしたら、4月中旬に額を見て、えっということも。我々が見ている前提で話をしていますから。

(山岸委員)

そうですね。

(大竹委員)

今、委員おっしゃったように、このくらいだったら、次に上の子どももお願いしようとか、そういう判断にもなるのではないかと思うのですけれども、申し込みをした時点でお示しすることはできないのでしょうか。4月からだと、もう利用を開始していることになるわけですね。

(植木部会長)

個別の利用料金の提示は不可能かもしれませんが、この表の説明というか、概ねこのような形でやりますと。これでご了解いただくというのは、個々に相談に来て説明して、入会するときにやれるのではないですか。

(事務局：齋藤)

利用の申し込みのところには、こういうものが入っているのですけれども。

(植木部会長)

それを配るだけではなくて、一応、見ていただくというワンステップを、今回、入れたらどうですか。現場の支援員に通知して。

(事務局：齋藤)

実は、来年度のものが終わっているというか、ほとんど。当然、随時、これからも受け付けはするのですけれども、基本的にはもう出しているのですけれども。ただ、今後、ま

た新たに入会の申し込みをされる方がいらっしゃるの、そういった方にもできるように検討してみます。

(植木部会長)

申し込んで通知をしますね、決定の通知はいつごろ行くのですか。

(事務局：齋藤)

入会の通知ですよ。それは3月です。

(植木部会長)

そのときにもう一回これを1枚はさんだらどうですか。

(岩浪こども政策課長)

そんな工夫もできるかなと思います。また、今ご指摘いただいたように、分かりにくいところを多少改善できることがあれば改善したものを、もしだったら、一緒に同封することも可能だと思います。

(山岸委員)

見直しのお知らせは、お便りかホームページという話だったのですけれども、説明会のときとかに、ひまわりクラブがよく学校に来てひまわりクラブの説明をするのですけれども、そういったおりに直接保護者に口頭でご説明のようなものはあるのでしょうか。

(事務局：齋藤)

これはもちろんお配りはするのですが、具体的は説明までできるかどうか、ちょっと。

(山岸委員)

今年度は終わっていますけども、例えば就学時健診のときの保護者が集まった時点とか、新1年生の保護者説明会とか、入学前のときにひまわりクラブの説明が多少あるのです。そういった機会を逃さずに、こういうものを。お便りを見ているだけでは、なかなか頭に入らない方もいますので。今年度については、やはり、平成30年4月より変わっていくので、特に兄弟関係がいたりすると、あれっ、と思います。もう終わってしまったのであれですけれども、PRしてもらえると、保護者の方にスムーズな移行になっていくのかなと思います。やはり家計的には100円でも200円でも大事なお金ですので、やはりそこは丁寧にしないと。思っ

(関川委員)

皆さんよく調べておられるのではないのでしょうか。

(山岸委員)

調べていられる方ばかりだとありがたいです。

(関川委員)

例えば、私どもの小学校でも、今年は、新入学生が32名だったのです。来年度は51名にな

るということです。新しい住宅ができたわけでもないのに、あるいは新しく家族が増えたわけでもないのに、なぜそんなに増えたのだと。実は、ひまわりクラブの評判がいいのですというお話で、今までは、有明台小学校のひまわりクラブはだめだということで、子どもたち、親御さんたちがあまり有明台小学校に入学させることをちゅうちょしておられた。今度は少しよくなってきたので増えたのではないかというようなことも、要因の一つにあるのだという話もございます。お母さん方というのはよく知っておられるのです、そういう状況のところを。前にひまわりクラブを新しくするとかしないとかという話の中で、やはり新しくなると。そうするとお母さん方は、この次からは、やはり入学させるべきだという話もあったとか、そういうこともありますので、大変よく勉強しておられるのかなという気もいたします。

(植木部会長)

現場の声に耳を傾けるということですね。そこから学ぶ。

(関川委員)

だからといって、これが必要ないと言っているのではないです。山岸委員がおっしゃるように、せいぜいPRをしていただいて。

(植木部会長)

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

では、次に移ります。報告事項(2)ひまわりクラブ施設整備の進捗状況について、資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局：齋藤)

続きまして、ひまわりクラブ施設整備の進捗状況についてです。資料3をご覧ください。ひまわりクラブ施設整備の進捗状況についてですが、本市では、平成27年度から5か年計画で施設の狭あい化解消に向け、プレハブ施設の建設や学校教室を改修など、整備を行っているところです。今年度は平成27年度から5年間のちょうど中間の年となることから、今回、お時間をいただきまして、現在の施設整備の進捗状況についてご報告させていただくことになりました。

まず、(1)ひまわりクラブの面積基準についてです。児童の面積基準については、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、今一度ご説明させていただきます。平成27年度に施行された放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に記載があります。資料3に記載している部分はその抜粋の部分になります。少し長いですが、読み上げさせていただきます。

第9条。放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除く。以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等

を備えなければならない。2、専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないと記載されております。

こちらについては、国の基準に比べてより厳しい基準となっております。実は、国の基準では、専用区画の考え方については事務室やトイレのスペースを除くという記載がありません。逆にいうと、新潟市の基準条例はその部分において国の基準よりもより厳しくなっている、つまり、児童一人当たりの面積で考えると、国の基準よりも広く取っているという状況になります。

なお、この条例については経過措置を設けさせていただいており、平成32年3月31日までの間は、第9条第2項の規定は適用しないこととすることができるとしてしております。そのため、平成32年3月、平成31年度末までに狭あいを解消する必要があるところで、(2)本市の施設整備方針に記載の方針に則って、この経過措置期間の5年間で整備することとして、整備を進めているところです。

整備手法については、(2)の四角の中に記載されていますが、まずは小学校の余裕教室の活用を検討させてもらっています。余裕教室がない場合については、普段は教室として使っているのだけでも、放課後、子どもが帰った後、余裕教室があれば、そちらを活用させていただきます。それでも調整がつかない場合は、小学校の敷地の中にプレハブなどの専用施設を建設することにさせていただいております。

(3)施設整備状況をご覧ください。計画策定時、平成27年度に5年間で何箇所の施設を整備する必要があるかという計画を立てたときの整備対象施設については、当初、全市で54か所ありましたが、今年度、まだ整備が終わっておりませんので、それも含めて、3年間で31施設の整備が完了する見込みになっています。実は、平成29年度末での残り必要整備数は46か所という見込みが出ています。実は、毎年10か所前後、ここ3年間で31か所ですので、大体10か所前後の整備を行って来ているのですけれども、なかなか残りの整備箇所数が減らない要因として、1つ目は、児童数が増加していることによって、当初の計画策定時に予定していた施設以外の場所でも狭あい化が進んでいるということがあります。その後狭あい化が進むことで新たに整備が必要となった施設が出てきているということがあげられております。これは単純に学校の児童数、生徒数が、宅地開発やマンションができたといった要因にもよるのですけれども、学校の児童数が増えたケースもありますが、実は、ひまわりクラブを狭あい化の解消のために新設すると利用者がさらに増えるという、ニーズが新たなニーズを呼ぶというような状況もあったりするのです。私どもとしては狭あい化が解消したと考えていたクラブが、また新たに狭あい施設として上がってしまうといったケースもある状況です。

学校教室の活用については、やはり空き教室が無いなどの理由から整備が進まないことや、

冒頭、課長のあいさつにありましたが、本市の財政状況が非常に厳しい中、専用施設を建設する場合、より多額の経費が必要となることなどが上げられております。

具体的な整備箇所数については、下の表のとおりとなります。一番左側のA、計画策定時の整備必要施設数は、先ほど申し上げたとおり、当初 54 か所です。区別の内訳は記載のとおりです。隣のB欄は、児童数増加などにより、当初 54 か所で計画を策定していた後に新たに追加で必要になった箇所で、全市合わせて 24 施設となっています。それに対し、逆に児童数が減少したことにより、もともと整備を予定していたのだけれどもいらなくなったというところはほとんどなくて、1 か所でした。この結果、AとBを足してCを引いた必要整備数の合計が、その隣のD欄に記載していますが、77 か所となっています。

今年度を含めた3年間の実績が平成 27 年度 12 か所、平成 28 年度 9 か所、今年度は予定ですが 10 か所ということで、合計 31 か所整備するという実績を引いたのが一番右の欄の平成 29 年度末での必要整備数が 46 か所という内訳になっています。平成 31 年度末まであと残り 2 年という状況で、残り 46 施設の整備を行わなければならないという、非常に厳しい状況となっております。今後、皆様にまたご相談させていただきながら、私どもとしても対応策を検討していく必要があるものですから、今回は頭出しということで、現状についてご説明させていただきました。

(植木部会長)

ありがとうございました。この条例を策定する議論をしたときのことを思い出しました。国の基準を上回る条例が必要だという議論をして、少し厳しくしたのです。ですから、その分分割が必要な、つまり狭あい化の解消が必要なクラブ数が増えた。ただ、そこにはお金がかかるので、どうするか。しかし、それはやっていたかなければならないという主張をして、それでこの数字でスタートしました。それが 54 か所ということです。ただ、この間、さらに 23 か所増えて 77 か所になってしまった。実施済みが 31 か所なのだけれども、全然追いつかなくて、合計で未実施が 46 か所残っているということです。ただ、これについては、一応、条例に経過措置で記したように、あと 2 年半で頑張ってくださいことになると思います。その後どうなるかについては、またそのときに報告をいただいて検討することになるかと思っています。

皆さん、何かご意見、ご質問はありますか。

(山岸委員)

整備手法が三つあります。恐らく、児童の増加により整備が必要となった施設が増えているということなのですけれども、児童が増えるということは余裕教室はなく、そして柔軟的な活用というのがどれくらい柔軟に教室を活用できるのかと思うと分からないのですけれども。そしてさらに、小学校の敷地内に専用施設を建設となると、当たり外れが恐らく、ひまわりクラ

づができる、子どもたちが増える、遊び場が減る、教室が減るといふ、矛盾した状況になると思ふます。予算がないのでこの状況は仕方がないのかなと思ふのですけれども、見込みとして46施設はどこかの時点で整備の必要な数を減らしていくとか、ゼロに近いことになる予定はあるのでしょうか。

(岩浪こども政策課長)

今のところ何とも。狭あい化の解消は私どもも条例に定めておりますので、自分たちの作った条例は当然クリアしていかなければいけない状況だということ、頑張っているのですけれども、現実的に46か所全部、例えば、プレハブを造るかということになったら、なかなかそれは現実的には難しい状況もあると思ふます。そういった中で、いろいろな考え方があると思ふのですけれども、例えば、もっと学校の教室を使う形にしていくのか、それとも少し考え方を、概ねというところをどのように解釈していくか。今、登録人数で割り返しているのですが、その辺をどのようにして一人当たりの面積を算出していくのか、現実的に近づけて算出するという方法も考えられればと思ふます。当然、頑張っていきますというところではあるのですけれども、残り2か年というところでもありますので、どのような対応を執っていったらいいのかを、先ほど部長も話したとおり、皆さんとご相談させていただきながら考えていきたいところではあります。

(植木部会長)

ありがとうございます。例えば、小学校の近隣の社会教育施設といったところを活用することも可能なのですか。

(岩浪こども政策課長)

それも一つの方法かと思ふます。ひまわりクラブの場合も、ご存じのとおり、例えば、夏休みだったら毎日朝から夕方までということ、なかなか、平日であれば放課後の一定の時間なのですけれども、長期休暇のこととか緊急の対応等を考えると、やはり専用で使える施設というのは一番子どもたちのためにも現場の支援員にとってもいいことだと考えています。ただ、この財政状況の中で、近隣の公共施設を活用するというのも一つの検討材料というか方法ではあるかと思ふます。そのようなことも含めて考えていかなければならない状況に来ていると思ふます。

(関川委員)

学校施設、学校の余裕教室のという、どうしても管理は学校側のほうがウエイトが大きいですよね。そうしますと、今年辺りから教職員の勤務状態の見直しということがいわれておりまして、地域の方々もできるだけ学校の教職員を使わないでくれという傾向にもありますので、ひまわりクラブ、子どもたち、おたくの小学校の子どもたちなのでは申し上げるのですけ

れども、とはいうものの、やはり学校の管理運営上ということも、若干これから出てくるのではないかと思います。委員おっしゃるように、そういう社会的なそういうことがあれば、ぜひ利用させていただくような方向も志向していかなければいけないのではないかという気がします。

(岩浪こども政策課長)

本当は学校でやっているところでも、当然、クラブをやっているときの責任はクラブにあるのが、それはそういう責任分担であるのは確かなのですけれども、やはり校長先生方は自分たちの学校の建物の中に子どもたちがいれば、それがクラブの時間帯であろうとそうでなかろうと、やはり責任というかその部分をお感じになるのは当然の気持ちだと思っています。学校施設の活用については、その辺の責任の分担の仕方とか、先生方の多忙化解消との絡みもありますので、学校や教育委員会とも話をしながら進めていきたいと考えております。

(大竹委員)

そのときに、移行後も、子どもについて、見守りという観点から考えると、今、学校と地域の連携を進めていっています。先ほど関川委員からも出ましたけれども、地域の協力ということで、コミュニティ協議会の事務所をお借りしてということがありましたけれども、地域にある公共の施設とか、コミュニティ協議会との協力といったこともひとつ考えの中に入れていただいて対応していただくということも言っているのかなと思います。

(岩浪こども政策課長)

本当に、関川委員のところではコミュニティ協議会に送迎支援をしていただいたり、ご存じのとおり、ひまわりクラブも三つのクラブでコミュニティ協議会に運営していただいています。コミュニティ協議会の皆さんも本当にお忙しくてなかなかというところもあるのですけれども、本当に地域の方々に地域の子どもたちを育てていただくというところでも、連携は大事なことだと思っていますので、今後また継続していきたいと思っています。

(植木部会長)

学校との連携というのは古くて新しい問題というか、こちら側から学校には随分アプローチするのであるけれども、学校からのアプローチというか、ご配慮というか、その辺りがなかなか見えてこない。

私は学校評議員を小学校で2か所やっていますけれども、その2か所ではやはり理解があるのです。だから理解があるところもあるけれども、理解がないところもあるかもしれない。その辺りのむらをなくすために、どのような方法があるのか。

(関川委員)

校長先生の考え方にもよるのです。前の校長先生は、そういうお話を申し上げますと、あれ

は社会福祉協議会がやっていることで学校とあまり関係ないんだみたいな言い方をしておられて、あまり関心がなかったのです。ところが、校長先生が替わると、我々のところでは定員 36 名のところに 51 名も来ていただくような場面があったので、校長先生、これは何とか考えましようということで、空き教室を何とか作っていただいて、そしてそこに新しいひまわりクラブができるまで子どもたちを入れてくださいとお願い申し上げました。そうしましたら、その校長先生は、分かりましたと、うちの子どもたちですからということで、積極的に協力してくださいましたけれども、前の校長だったら、多分、できなかったのではないかと思います。それで、新しいひまわりクラブの開所式にお呼びしたのですけれども、こういうものができてよかったですねと。この前まで言っていた校長先生の考え方と違うんじゃないですかみたいなことになってしまうわけです。やはり、ある程度教育委員会でもひまわりクラブに対する考え方の一定の基準を設け、その基準に沿って各学校ができるだけ、学校開放も含めて考えていただく。もちろん、私もコミュニティ協議会の会長をしておりましたし、それからかなり前ですけども自治協議会の会長もしておまして、そのときにコミュニティ協議会の活動の一つとして、ひまわりクラブへの支援というか協力というか、そういうことで申し上げたこともあります。中央区ですと学校教育の問題を取り扱う部会もできまして、そういうところでも話をしていくべきと思っております。

(植木部会長)

校長先生のお考えによって左右されるというのは、本当に困ったものです。例えば、何か校長先生が集まるような会議は年間のスケジュールの中にあるのですか。

(岩浪こども政策課長)

あります。

(植木部会長)

そういうところに岩浪課長がお出かけになって、こども政策課でやりますと、どうぞご協力お願いしますとか、ご理解をお願いしますといった時間を少し取っていただいて、校長先生方は分かっているらっしゃるとは思いますけれども、何かご支援をいただくような時間も、連携して取るみたいなことは可能でしょうか。

(岩浪こども政策課長)

実は、この春、私はこども政策課に来て、それまでは教育委員会にいたものですから、これまではひまわりクラブの協力のお願いという紙を皆さんにお配りするだけという感じだったのですけれども、絶対にこれだとだめだなと思って、校長会を全部回って説明も含めてやらせていただいたのです。その効果が出ているかどうか分かりませんが、そのようにさせていただきました。また、今年は社会福祉協議会からも全部の校長会を、区の校長会があって、校

長先生が区ごとに集まる会を全部社会福祉協議会でも回ってくれて、またさらに、運営上の、私たちからは整備のご協力のお願いをさせてもらったのですけれども、社会福祉協議会から運営上の、学校への協力、例えば、学級閉鎖になるときはすぐに連絡をくださいとか、そういうことも含めて、社会福祉協議会からお話をしてくださったのです。そのようなところで、去年までとは少し、先生方の理解も深まったかなとは思っています。あと、せっかく、本当にコミュニティ協議会に学校とのつなぎ役をしていただいたり、本当に協力していただいている学校もたくさんあるので、私たちもこれまであまりそういうことを、自分たちのほうで聞いていても皆さんにお知らせすることがなかったのですけれども、やはりほかの学校の先生方にも、このように学校と上手に連携していますみたいなどころもお伝えすると、また先生方の意識も少し変わるかなと思っています。いい実践はなるべく宣伝したいと考えておりますので、これからの課題として取組んでいきたいと思っています。

(関川委員)

たしか、2月二十何日かにコミュニティ協議会の活動について、社会福祉協議会がそういう会合を開かれますよね。

(岩浪こども政策課長)

そうです。有明台の取組みを発表していただく機会もあると聞いております。

()

1点聞きたかったのですけれども、学校にどんなことを求めておられるのですか。何を協力してもらえるとひまわりクラブは運営がスムーズに行くという、今、この場で協力的な学校とそうでないとかいろいろなお話が出ましたけれども、具体的にはどんな協力なのかが私の中では疑問で、どのようなことに協力してもらえるとというか、学校に対して求めていることというか。

(岩浪こども政策課長)

整備に当たっては、まず、空き教室があって、ひまわりクラブが狭あい化しているようなところについては、教室をひまわりクラブのために使わせていただきたいというところだと思います。それ以外にも、例えば、運営の中で、例えば、プレハブがグラウンドになっているのだけれども、夏休みだけは窮屈で大変なので、そのときは教室を貸していただきたいとか体育館を使わせてほしいというお話もあります。本当にさまざまなのですけれども、私の頭の中も整理できなくて申し上げられないのですけれども、ハードの面、それからソフトの面ということで、例えば、先ほどちらっと言ったように、学校が急きよ、例えば、学級閉鎖するときにクラブを開けなければいけないというところも、連携がうまくいっているところはぱっとクラブに連絡が行くのですけれども、なかなかそうではないところもあって、その辺も、そういうとき

には連絡をすぐに入れていただけるような形が取れると、クラブのほうも安心して、すぐ改善することもできますし、ハード、ソフト、いろいろな面での協力をお願いということになるのですけれども、あまり先生方に無理をお願いするとか過大な負担をかけるということではなく、上手に連携させてほしいといったようなイメージだと思っていただければと思います。

(植木部会長)

ソフトの面で言えば、子どもの把握です。特に、放課後児童クラブでは発達に課題にある子どもの割合が増えています。そうしますと、放課後児童支援員だけでは対応がなかなかできにくいとすれば、学校ではどのような様子か、あるいは家庭では。三者の対等な連携がないと、子どもの最善の利益にはつながりませんよね。その辺りの連携ということが一つ具体的になるのかなという感じがします。

ほかにいかがでしょうか。

事務局から、たくさんお話しいただきましたけれども、最後にまとめて何かありますか。

(岩浪こども政策課長)

本当にこれから真剣に、狭あい化の解消に向けてさらに真剣に取り組んでいかなければいけないと思っております。どういう形を取っていくと、窮屈な状態で過ごされている子どもたちが、伸び伸びとというところまではなかなか難しいところもあると思いますが、安全に、それから本当に豊かに過ごせるように、どこまでやっていけるかなということで、どのように整備を進めていったらいいのか、ぜひ、皆様方と一緒に検討していきたいと思っております。これはこれからのこの部会での一つの課題になるかなと思っておりますので、ぜひ、皆様方からもいい知恵をいただけたらありがたいと思っております。

(植木部会長)

ありがとうございました。

次の内容に移ります。報告事項(3)厚生労働省社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」設置について、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局：齋藤)

資料4、社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会の設置についてをご覧ください。11月に厚生労働省の社会保障審議会児童部会による放課後児童対策に関する専門委員会が設置されましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

この専門委員会の設置の趣旨ですが、1に記載してありますとおり放課後児童クラブの量の拡充、質の確保などのニーズへの対応が課題となっている中で、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するために設置されたということで、これまでに合計3回開催されているところです。

資料4の裏面には委員名簿を載せておりますが、植木部会長も委員になられておられます。

簡単ですが、私からの説明は以上となりますが、よろしければ部会長から補足をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(植木部会長)

分かりました。この専門委員会は急に設置が決まりまして、今年の10月に声をかけられて、11月に会議をするといわれたのです。私は専門分野ですから、当然、委員に入るわけですが、どうやらいくつか理由があつて、一つは、急ぐ理由は、規制緩和との関係です。内閣府から規制緩和の何か指示が出ているようです。どのような規制緩和かということ、放課後児童クラブの基準には従うべき基準と参酌すべき基準、つまり、絶対に守らなければならない基準と条例で工夫していいですという基準の二つあるのです。この内の絶対に守らなければいけない従うべき基準は、職員のことですけれども、職員の養成です。これを緩和してくれとか、あるいは研修を受けるための基礎資格の緩和とかです。とにかく人が集まらないので、地方自治体、基礎自治体から規制緩和の要望がいくつか出るそうです。したがって、それを含めて検討するための専門委員会を設置したと。もう一つは、山岸委員が参加されている放課後子ども教室などを含めた、放課後児童クラブ以外の放課後の子どもたちの居場所を広げていく、あるいは充実させていくという考えがどうやら厚生労働省の中にあるようです。

委員には教育学の専門の先生や、座長の柏女霊峰先生は淑徳大学の教授ですけれども、この方は有名な方で、児童福祉の大家ですけれども、こういったメンバーをそろえて、どうやら本腰を入れて議論を進めるようです。年明けの1月と2月でさらに4回の会議が決定しています。やはりこの分野に厚生労働省は随分力を入れているようです。一方では、マンパワーの確保がままならないと。あるいは狭あい化の問題です。そういったさまざまな問題や課題を抱えながら、子どもたちの最善の利益のために居場所を拡充していくという議論。これもどうやって工夫していくかということの議論を国が進めているということになるかと思います。そのような専門委員会です。

これに関して、何か質問はありますか。

(大竹委員)

1点お尋ねします。今、部会長のお話の中に、放課後児童クラブ以外の子どもの居場所ということで、例えば、こども食堂とか子どものためのサロンとか。今、高齢者には地域の茶の間とかサロンがあちこちできていますけれども、そういったことを考えているのでしょうか。

(植木部会長)

それも含めます。ただ、こども食堂に関しては農林水産省のほうで食の研究で進めているようです。それもそうですけれども、制度的にはこども食堂というものはやっていませんので、

まずは既存の放課後児童クラブと放課後子ども教室、あるいはプレイパークですとか、あるいは文部科学省が進めている各種の居場所であるとか、そういったことをいくつか取り上げて議論を進めています。

前回の議論で面白いのは、家庭的保育というものがあります。昔でいう保育ママというやつですけれども、その家庭的学童などという提案が出ました。保育者の自宅で少数の子どもを預かる。保育のほうは制度としてありますけれども、家庭的学童などというアイデアが出ました。いろいろなアイデアが出て、どれが実現できるか分かりませんが、比較的自由にその辺りは議論ができます。ですから、こども食堂も子どもの貧困対策のみならず、ひょっとすると地域の茶の間みたいな、すべての子どもを対象とする居場所みたいなことに広げていって、それを厚生労働省の施策で何か進めるなどということもひょっとしたらありうるかもしれないです。そんな感じですよ。

(関川委員)

今のこども食堂の現行からいきますと、あまり行政的な感じの縛りをしないほうがいいと考えられているのです。といいますのは、行政的縛りをしますといろいろな規則が、例えば、食事を提供するにしても衛生上の問題もありますし、そこに従事する人たちの健康管理、それから衛生問題といったことが厳しく問われてきます。もし何かあったときに、スタッフの人たちの健康管理はどうであったのか、あるいは食の衛生に対する考え方がどうであったのかということも厳しく問われるということです。今のところは地域のお母さん方がみんなで集まってまんなでも食べようという考え方でおやりになっていることなのです。ですからあまりそのところに厚生労働省が乗り出してきてこども食堂うんぬんというと、厳しく規制がかかってくるのではないかと考えています。

(植木部会長)

それは私には分かりませんが、こども食堂も子どもの居場所であることには変わりありませんから、それについては、当然、議論しなければいけないと思います。

(大竹委員)

今、ご説明いただいた中で、子どもの専門的なサロンも考えられるということが紹介されましたけれども、今、私、地域の中で民生児童委員ということで活動していると、高齢者に対して支え合いのしくみづくりというのがどんどん進められているのです。それと同じように、その中で地域の茶の間などもどんどん広げていこうとしているのですけれども、今、例えば、放課後児童クラブを利用しているご家庭は、働き手、地域に住んでいるけれども昼間はいない人たちなのです。子どもをお願いして外に出て働いているということで、地域に普段いる人たちは、すでに高齢化がどんどん進んでいって、地域の茶の間を利用する側の人しかいなくなって

いるのに、それを地域の中で運営していってくださいといったら、だれがやるのかということになるのです。とても進んでいかないということになっていく。財政上、介護施設もいっぱいだし作れないし、みたいなことで、どんどん福祉のほうで地域でやってください、地域でと。その地域というのはだれなのかといったときに、利用したい人ばかりで、では利用者を支える人はだれなのでしょうということになっていく。いつも同じような人ばかりが負担していくような形になっています。今度は子どものそういった場所を作ろうとしたときも、やはり同じような問題が出てくると思うので、そこは本当に十分に考えていただいて進めていただきたいと思います。

(山岸委員)

今のことで1点なのですが、放課後ふれあいスクールを10年以上やっています。全市でやっていないというのがひとつの、植木部会長がおっしゃったように、これからそういったことを進めていくことが全員の子どもたちに対しての利益になっていくのかなと思うのですが、そこもPTAと教育委員会の主催で新潟市は行っています。運営主任とか運営ボランティアも地域の間、保護者なのですが、50名くらいのスタッフの中で、あとは大学生も10人くらいいて、後は半々くらい、仕事をしている人、地域の方々と、退職された方が多少いるのでしょうか、あとはPTAの保護者も登録していて、みんなで当番でやりくりしています。利用する子どもたちもいるし、運営していく人もどんどん増えているのは増えているのです。そこは声のかけ方や地域性もあるのかなと。

あと、工夫して、働いていても、例えば、この日はお休みを取ろうとか、ちょっとした有給休暇があるから子どもたちのために使おうかという方もいたりするので、高齢者の方のことは分かりませんが、放課後ふれあいスクールについては子どもたちと大人がかかわるいい場面なので、大学とかとも連携しながらやっていくことは可能なかなと思っています。今はいらっしゃっていませんけれども、教育委員会のほうで、できれば全小学校くらいに配置とか設置できるのが理想なのだろうと思っています。それこそ空き教室とか空いている施設を活用しながら、放課後、来たい子どもたちを対象にして遊び場とか体験とか勉強をやる場所として開設しているので。そのような工夫もこれからはいろいろな場面で必要になってくるのかなと。

マンパワーは確かになくなってきて、働く人が多くなって、では子どもはだれが育てるのかと思ったときに、意識の高い人とか、ちょっとした時間をくださる方もいらっしゃるので、そういった方を大切にしながら続けていくしかないのかなと思うのですが、とりとめのない意見で。

(植木部会長)

放課後子ども教室と、これはふれあいスクールのほうですけれども、それと放課後児童クラブを一体型で連携して行う場合に、放課後子ども総合プランというように名称が変わるのです。そうすると、財源的に優遇措置があったりして、促進、推進されるような仕組みは一応あります。ただ、先ほど大竹委員が言ったように、地域のマンパワーがなかなかそれに追いつかないので、ふれあいスクールも毎日開催するとなるとなかなかマンパワーの確保が大変なので、そういうこともあって、一方では、市民の力を利用するというのは大事なことで、こども食堂も同じですけれども、これは大事にしていかなければいけないと思います。しかし、それだけに頼ると、今度は不足が生じます。そうなってくると、両方考えていかなければいけないし、それぞれのよさを持ちながら、最終的には我々の勝手のよさではなくて、子どもたちにとってどうか、子どもの最善の利益につながることであれば何でもやるということが我々の立場なのではないかという気がします。大変参考になりました。年明けの会議で発言してまいりたいと思います。

というわけで、よろしいでしょうか。全体として何かご発言はありますか。

では、議事と報告事項を終わりましたので、事務局にお返しします。

(司 会)

今日も長時間ありがとうございました。

今年度2回目の開催ということで、今年度は利用料の見直しを実現させていただくことができました、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

本日も報告させていただいた整備の状況などは課題もたくさんありまして、来年度以降、いろいろとまたご意見を伺いながら検討していきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いたします。

本日は、年末のお忙しい中、ありがとうございました。以上で終了いたします。